

平成31年 第4回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

## 議 事 録

1. 開催日時 平成31年4月17日(水) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち19名  
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち17名

1番 白土 中委員	2番 先崎保彦委員	3番 石井清吉委員
4番 新田耕司委員	5番 三田勝一郎委員	6番 渡邊幸蔵委員
7番 石井宗吉委員	8番 白岩幸一委員	9番 安藤末男委員
10番 壁谷和男委員	11番 佐久間嘉彦委員	12番 佐藤伸夫委員
13番 石井林一委員	14番 三浦善治委員	15番 宗形武夫委員
16番 國分貴市委員	17番 松本裕治委員	18番 吉田修一委員
19番 村上好徳委員		

①番 佐藤政一委員	②番 蒲生喜弘委員	③番 永山弘一委員
④番 渡部秀夫委員	⑤番 石井正人委員	⑥番 渡辺堅一委員
⑦番 吉田伸一委員	⑧番 松本洋一委員	⑨番 石井正志委員
⑩番 渡辺 元委員	⑪番 鈴木恒公委員	⑫番 橋本清隆委員
⑭番 伊藤博之委員	⑮番 渡辺登喜男委員	⑯番 石井利夫委員
⑱番 吉田丈利委員	⑲番 佐藤円治委員	

4. 欠席委員(3名) ⑬番 齋藤 実委員 ⑰番 吉田正人委員 ⑳番 佐藤政一委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	佐久間 聡 雄
主任主査(庶務担当)	三 浦 幹
主任主査	蒲 生 陽一郎
主査	矢 内 敬

6. 書 記

主査	矢 内 敬
----	-------

7. 議事録署名人

15番 宗形武夫委員

16番 國分貴市委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について

議案第4号 現況確認証明について

9. 会議の経過概要 (開会 午後1時30分)

事務局	<p>定刻前でございますが、全員お揃いになりましたので、総会を始めさせていただきます。始めに平成31年4月1日付定期人事異動により農業委員会事務局へ異動があった職員を紹介させていただきます。私が事務局長の佐久間でございます。こちらが併任辞令をいただいた主任主査の蒲生でございます。本年度は昨年度から1名減の4名の職員で対応させていただきますのでどうぞよろしくお願い致します。それでは総会を進めさせていただきます。本日欠席の届出がございましたのが、⑬番齋藤実推進委員、⑰番吉田正人推進委員、⑳番佐藤政一推進委員であります。ただ今より平成31年田村市農業委員会第4回総会を開会致します。</p> <p>会議に先立ちまして、会長よりご挨拶を申し上げます。</p>								
会長	<p>皆様こんにちは。</p> <p>たいぶ暖かくなってきました、作柄が良くなり種蒔きも最盛期を迎える中のご苦労様でございます。今日は午前中農政部会、さらに総会、終わってからは歓送迎会と行事が続きます。それでは今日もどうかよろしくお願い致します。</p>								
事務局	<p>これより会議に入りますが、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長をお願いを致します。よろしくお願い致します。</p>								
議長	<p>本日の案件は、</p> <table data-bbox="375 1104 1414 1283"> <tr> <td>議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号 現況確認証明について</td> <td>5件</td> </tr> </table> <p>以上28件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。</p> <p>農業委員総数19名、うち出席委員19名、農地利用最適化推進委員総数20名、うち出席委員17名、欠席委員3名、よって総会は成立致します。</p> <p>次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ありませんか。</p>	議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について	15件	議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について	1件	議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について	7件	議案第4号 現況確認証明について	5件
議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について	15件								
議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について	1件								
議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について	7件								
議案第4号 現況確認証明について	5件								
出席委員	<p>異議なし。</p>								
議長	<p>異議なしと認め、15番宗形武夫委員、16番國分貴市委員を指名致します。</p> <p>次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可</p>								

事務局	<p>申請について」を議題と致します。それでは、整理番号1番から15番までのうち、整理番号1番から10番までについて事務局説明願います。</p> <p>整理番号1番から10番までについて、議案書朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番及び2番について、3番石井清吉委員ご報告をお願い致します。</p>
3番委員	<p>3番石井です。整理番号1番について、15日に渡部推進委員と譲渡人宅に伺いまして話を聞いてまいりました。高齢の為に息子さんに譲るということで何ら問題ないものと見てまいりました。また整理番号2番につきましては、旦那さんの体調が思わしくないという事で、奥さんに名義を変えるということであまり例はないと思われませんが何ら問題ないものと見てまいりましたので審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に、整理番号3番について、9番安藤末男推進委員ご報告をお願い致します。</p>
9番委員	<p>9番安藤です。整理番号3番について報告します。16日に鈴木推進委員と譲渡人宅に伺いまして内容を確認してまいりました。別な土地の条件が良いという話で贈与という案件でございました。何ら問題ないものと見てまいりましたので慎重審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に、整理番号4番から6番までについて10番壁谷和男委員ご報告をお願いいたします。</p>
10番委員	<p>10番壁谷です。整理番号4番について報告します。12日に橋本推進委員と私と設定人宅に伺いまして話を伺いました。設定人が農業者年金を受給する関係で、被設定人は小野町在住であります。娘婿さんにあたり問題ないものと見てまいりました。整理番号5番、6番については後で、農地法5条申請にも出てくるかと思われませんが、当該地の隣接農地を佐藤推</p>

	<p>進委員と14日に確認しまして話を聞いて譲受人の奥さんに話を聞いて譲渡人と立合いましたところ特に3条については問題ないものと見てまいりましたので皆様の慎重審議をお願いします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。次に、整理番号7番について、12番佐藤伸夫委員ご報告をお願いします。</p>
<p>12番委員</p>	<p>12番佐藤です。整理番号7番について説明します。過日、伊藤推進委員と私と譲受人と地域集会所で確認をしました。尚、譲渡人は仕事の関係上出席できないということで、電話で確認をとっております。この7筆のうち畑が6筆、田が1筆、田は売買、畑については贈与ということで、本家・分家の関係でこのような形になったとのことでした。地域的にも問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。次に、整理番号8番から10番までについて、13番石井林一委員ご報告をお願いします。</p>
<p>13番委員</p>	<p>13番石井です。整理番号8番について報告します。14日に渡辺推進委員と私と譲受人が仕事の為に、代理で父と3名で現地を確認しました。なお譲渡人は目が不自由な為に、譲受人に一任するとの事でした。申請内容を確認したところ問題ないものと見てまいりました。次に整理番号9番の案件について報告します。同じく14日に渡辺推進委員と私と譲受人と譲渡人の4名で現地確認をしたところ、こちらも問題ないものと見てまいりましたのでよろしくをお願いします。次に整理番号10番の案件につきまして、同じく14日に渡辺推進委員と私と譲渡人は仕事により立ち会えないので譲受人に一任するとの話で3名にて現地を確認してきました。申請内容もなんら問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番から整理番号10番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
<p>出席委員</p>	<p>質疑なし。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。</p>

出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の、整理番号1番から10番までについては、申請の通り許可することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第1号のうち整理番号11番及び12番について議題といたします。</p> <p>本案については14番三浦善治委員が関係する議案でありますので農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がある関係から14番三浦善治委員の退場を求め審議したいと思いますがご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。ここで農業委員会等に関する法律第31条の規定により14番三浦善治委員の退場を求めます。暫時休議します。</p> <p>～ 14番 三浦委員退場 ～</p>
議長	休議前に会議を再開します。それでは整理番号11番及び12番について事務局説明願います。
事務局	整理番号11番及び12番についてを朗読、説明。
議長	以上で事務局の説明が終わりました。ただ今事務局が説明した事項については、あらかじめ担当区域の推進委員の方に調査結果をお願いしてありますので、調査結果についてご報告をいただいてから、審議したいと思いますがご異議ありませんか。
出席委員	異議なし。
議長	ご異議がありませんのでご報告をお願いします。整理番号11番及び12番について⑩番石井利夫推進委員ご報告をお願いします。
⑩番推進委員	⑩番石井です。整理番号11番、12番についてご報告申し上げます。11日に三浦農業委員と共に譲受人2名の方と集まり現地確認をしまして、申請内容通り問題ないものと見てまいりました。以上です。

議 長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号11番及び12番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の、整理番号11番及び12番については、申請の通り許可することに決定いたしました。 議案第1号についての整理番号11番及び12番については審議を終了しましたので14番三浦善治委員の入場を許可します。 ここで暫時休議します。  ～ 14番三浦善治委員 入場 ～</p>
議 長	<p>休議前に引き続き会議を再開します。14番三浦善治委員に報告します。議案第1号についての整理番号11番及び12番については、申請の通り許可する事に決定をいたしましたのでご報告をいたします。</p>
14番委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>次に議案第1号のうち整理番号13番から15番までについて事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号13番から整理番号15番までを朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。ただ今事務局が説明した事項については、あらかじめ担当区域の推進委員会の方に調査結果をお願いしてありますので、調査結果についてご報告をいただいてから、審議したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>

議 長	ご異議がありませんのでご報告をお願いします。整理番号13番について14番三浦善治委員ご報告をお願いします。
14番委員	14番三浦です。整理番号13番について11日に石井推進委員と私と譲受人の3名で現地確認をしました。譲渡人は仕事のために電話での確認でした。交換ということで、元々譲受人が登記上やっていなかったということで、今回の申請に至ったとの事でした。何ら問題ないものと見てまいりました。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号14番及び15番について15番宗形武夫委員ご報告をお願いします。
15番委員	15番宗形です。整理番号14番及び15番について、14日に譲受人と私と吉田推進委員と3名で立ち会いました。この土地は以前に農地転用が許可になった土地でありまして何ら問題ないものと見てまいりましたのでご報告申し上げます。以上です。
議 長	ありがとうございました。整理番号13番から15番までについて事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。本案について審議に入ります。質疑を求めます。 ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め質疑を終結します。本案について申請の通り許可する事にご異議ありませんか。
出席委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の整理番号13番から15番までについては、申請の通り許可する事に決定をしました。 以上をもちまして1号議案は終了します。 次に議案第2号「農地法第4条許可の規定に基づく許可申請の意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。
事務局	整理番号1番について議案書を朗読、説明。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。

	<p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 ご異議がありませんので、整理番号1番について、16番國分貴市委員ご報告をお願い致します。</p>
16番委員	<p>16番國分です。整理番号1番について報告します。申請人の都合が悪いため、奥さんと佐藤推進委員と3名で現地を調査してまいりました。平成10年代の基盤整備事業の際に宅地進入路が畑になり新たに進入路を作り同時に農業用倉庫を新築したとの事です。今後このような事が無いように、建物周りや雨水排水にも問題になる点はありませんでした。顛末書も提出されておりますので皆様方の審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について」の整理番号1番については、原案のとおり許可相当と意見決定致しました。以上をもちまして2号議案は終了致します。 次に議案第3号「農地法第5条許可の規定に基づく許可申請の意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番から7番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から7番について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p>

	<p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから一括審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、整理番号1番から3番までについて、2番先崎保彦委員ご報告をお願い致します。</p>
2番委員	<p>2番先崎です。整理番号1番から3番について報告します。まず整理番号1番と2番がありますが、15日に申請人の代理人と蒲生推進委員と3名で現地調査を行いました。申請地でございますが、設定人が期間10年以上設定しておりまして、相手を探していたところ、今回太陽光発電の内容であります、被設定人と合意がなされまして、現地は宅地に隣接して、畑自体も高低差もない場所で周辺の農地に支障はないものと見てまいりました。次に整理番号3番ですが13日に代理人の宗像氏と譲受人が海外にいるため、譲受人の父親と永山推進委員と現地調査を行いました。譲受人が新築を計画することになり父親が宅地に隣接しております畑を前々から家庭菜園的に使うということで借地をした関係上、無理に地上を確認したところ今回の申請至ったところであり、排水については側溝もあり、隣接してあります住人の方にも同意を得られていることから何ら問題ないものと見てまいりましたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号4番について9番安藤末男委員、報告をお願いします。</p>
9番委員	<p>9番安藤です。整理番号4番について報告します。16日に譲受人は旦那さんと譲渡人と鈴木推進委員と現地を確認しました。現地は周りがほとんど宅地になっており周りの農地にはなんら影響がないということで、確認をしてまいりましたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号5番及び6番について10番壁谷和男委員、報告をお願いします。</p>
10番委員	<p>10番壁谷です。最初に整理番号5番について報告します。12日に橋本推進委員と設定人宅に伺いまして話を伺いました。設定人と被設定人の関係であります。3年程前に現地に住宅を建てて現在住んでいますが、敷地内宅地の脇が畑になっておりまして、その脇</p>

	<p>に倉庫を建てたいという内容で確認してまいりました。何ら問題ないものと見てまいりましたので報告します。次に整理番号6番について報告します。14日に佐藤推進委員と譲渡人の長男と譲受人と現地確認してまいりました。私達が訪問した時には、確認に行く前に盛土をした形跡があったのです。宅地と宅地の間に畑がありましてそこも含めて盛土をしてしまった形跡があって、そこはまた整地して復元されていましたが確認に行く前には問題かなと思ったのですがその辺のところも皆様の判断をいただき現地の報告とします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号7番について⑰番吉田正人推進委員が本日欠席であり、事前に事務局へ調査結果の報告がありましたので代わって事務局から報告します。</p>
事務局	<p>⑰番佐藤正人推進委員の実情調査の内容を報告。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。ございませんか。</p>
11番委員	<p>11番佐久間です。先ほどの整理番号6番について皆様の判断との話がありましたので意見を聞いてはどうでしょうか。</p>
議 長	<p>ただいま、11番佐久間委員からお話がありましたが、その他に意見はございますか。</p>
12番委員	<p>12番佐藤です。整理番号6番の案件ですが現地が既に回復されてあることから特に問題はないかと考えられます。</p>
議 長	<p>その他、質疑はございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について」の整理番号1番から7番については、申請のとおり許可相当と意見決定致しました。以上をもちまして3号議案は終了致します。</p>

議 長	次に議案第4号「現況確認証明について」を議題と致します。それでは整理番号1番から5番について事務局説明願います。
事務局	議案書により、整理番号1番及から5番について朗読、内容説明。
議 長	以上で、事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、非農地と決定することにご異議ありませんか。
出席委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって議案第4号「現況確認証明について」の整理番号1番から5番については、申請の通り非農地と決定いたしました。以上をもちまして、4号議案は終了いたします。 これで、本日提出されました案件はすべて議了いたしました。 それぞれご承認、ご決定を賜りましてありがとうございました。 これをもちまして、平成31年第4回田村市農業委員会総会を閉会といたします。
	閉会 14:20

平成31年 4月17日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議事録署名人

議事録署名人